



宮 崎 県 公 報

平成29年4月6日(木曜日) 第2884号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

目 次

目 次	頁
告 示	
○生活保護法に基づく医療機関の指定……………(福祉保健課) 1	
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出(“ ”) 1	
○生活保護法に基づく介護機関(居宅介護事業所)の指定……………(“ ”) 1	
○救急病院の認定……………(医療業務課) 1	
○救急診療所の認定……………(“ ”) 2	
○指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定(障がい福祉課) 2	
○歳入の収納の事務の委託……………(こども家庭課) 2	
○有害興行の指定……………(“ ”) 2	
○廃棄物が地下にある土地の区域の指定……………(循環社会推進課) 3	
○民有林の保安林の指定の解除予定……………(自然環境課) 3	
○保安林の指定予定の通知……………(“ ”) 3	
○保安林の指定解除の予定の通知……………(“ ”) 3	
○林業用種苗生産事業者の登録……………(森林経営課) 3	
○道路の区域の変更(8件)……………(道路保全課) 3	
○道路の供用の開始(4件)……………(“ ”) 5	
○土砂災害警戒区域の指定……………(砂防課) 6	
○土砂災害特別警戒区域の指定……………(“ ”) 6	
○物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱の一部を改正する告示……………(物品管理調達課) 6	
○歳入の徴収の事務の委託……………(教育庁) 19	

告 示

宮崎県告示第 248号

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成29年4月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所 在 地	指定年月日
訪問看護ステーションにちりん	日向市大字日知屋 167 51番地	平成29年3月6日
ウエスト薬局	都城市都原町8148番地 3	平成29年3月1日
在宅リハビリ訪問看護ステーション TOMO都城	都城市神之神山1790-3	平成29年2月14日

宮崎県告示第 249号

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成29年4月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所 在 地	廃止年月日
白川歯科医院	西臼杵郡高千穂町大字 岩戸1074番地 9	平成29年3月24日
ウエスト薬局	都城市都原町8148番地 3	平成29年2月28日

宮崎県告示第 250号

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第54条の2第1項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成29年4月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
総合メディカル株式会社	福岡市中央区天神2丁目14番8号	そうごう薬局志和池店	都城市上水流町2348-3	平成29年3月24日

宮崎県告示第 251号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院等と認定した。

平成29年4月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
宮崎生協病院	宮崎市大島町天神前1171番地

- 2 救急病院等の認定の有効期間
平成29年4月1日から平成32年3月31日まで

宮崎県告示第 252号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院等と認定した。

平成29年4月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
美郷町国民健康保険南郷診療所	東臼杵郡美郷町南郷区神門1078番地

- 2 救急病院等の認定の有効期間
平成29年3月19日から平成32年3月18日まで

宮崎県告示第 253号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

平成29年4月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所在地	担当する医療の種類	指 定 年月日
大空クリニック	宮崎市	精神通院医療	平成29年4月1日
ゆう薬局	宮崎市	薬局	平成29年4月1日
みんなの薬局	宮崎市	薬局	平成29年4月1日
アウルズ薬局東町店	都城市	薬局	平成29年4月1日
訪問看護ステーションにちりん	日向市	訪問看護	平成29年4月1日

指定番号	種類	題 名	製作・配給会社名	指定年月日
28年-57	映画	性春リバーサイド ふたりでイこう	池島組 <オーピー映画>	平成29年3月16日
28年-58	映画	覚めない夢	伊藤希紗	
28年-59	映画	大阪お天気娘 半熟美尻コテ返し！	加藤組 <オーピー映画>	
28年-60	映画	欲情旅館 したけりゃおいで	深町組 <新東宝映画>	
28年-61	映画	フィフティ・シェイズ・ダーカー (原題) FIFTY SHADES DARKER	東宝東和 (アメリカ)	

訪問看護ステーションばりおん	宮崎市	訪問看護	平成29年4月1日
----------------	-----	------	-----------

宮崎県告示第 254号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、歳入の収納の事務を次のとおり委託した。

平成29年4月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

委 託 し た 収 納 事 務	委 託 先	委 託 期 間
母子父子寡婦福祉資金償還金	地銀ネットワークサービス株式会社 国分グローサーズチェーン株式会社 株式会社しんきん情報サービス 株式会社スリーエフ株式会社セコマ株式会社セーブオン株式会社セブンイレブン・ジャパン株式会社ファミリーマート株式会社ポプラミニストップ株式会社山崎製パン株式会社株式会社ローソン	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

宮崎県告示第 255号

宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例（昭和52年宮崎県条例第27号）第14条第1項の規定により、青少年に有害な興行として次のものを指定した。

平成29年4月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

指定理由

内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、青少年に粗暴性若しくは残虐性を生ぜしめ、又は青少年の犯罪を誘発し、その健全な成長を阻害するおそれがあるため。

宮崎県告示第 256号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第 137号）第 15条の17第 1 項の規定により、廃棄物が地下にある土地の区域を次のとおり指定区域として指定する。

平成29年 4 月 6 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

指定区域	埋立地の区分
日向市大字塩見字山田越3654番の一部、同3656番の一部、同3653番・3655番合併2の一部	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第13条の2第3号イ

宮崎県告示第 257号

森林法（昭和26年法律第 249号）第26条の2第 2 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定を解除する予定である。

平成29年 4 月 6 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 解除予定に係る民有林の保安林の所在場所 東諸県郡綾町大字南俣字大口5692-1（次の図に示す部分に限る）
- 民有林の保安林として指定された目的 公衆の保健
- 解除の理由 道路用地とするため
（「次の図」は省略し、その図面を宮崎県環境森林部自然環境課及び中部農林振興局並びに綾町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 258号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成29年 4 月 6 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡高千穂町大字五ヶ所字祖母山1194-8から1194-10まで
- 指定の目的 水源の涵養
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
 - （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに高千穂町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 259号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成29年 4 月 6 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 解除予定保安林の所在場所 東諸県郡綾町大字南俣字大口5692-1（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的 水源の涵養
- 解除の理由 道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県環境森林部自然環境課及び中部農林振興局並びに綾町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 260号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第 3 項の規定により、次のとおり林業用種苗生産事業者の登録をした。

平成29年 4 月 6 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

登録番号	生産事業者の氏名 又は名称及び住所	生産事業の内容		事業所の名称 及び所在地
		種穂	苗木	
1335	荒木 博文 日南市北郷町郷之原乙2077番地1	採取・精選	幼苗の育成・幼苗以外の苗木の育成	荒木 博文 日南市北郷町郷之原乙2077番地1
1336	山口 拓朗 日南市岩崎一丁目6番21号	採取・精選	幼苗の育成・幼苗以外の苗木の育成	山口 拓朗 日南市岩崎一丁目6番21号

宮崎県告示第 261号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成29年 4 月 6 日から平成29年 4 月20日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成29年 4 月 6 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
24	県道	高鍋高岡線	宮崎市高岡町飯田字餅田 862番4地先から同市同町飯田同字 868番	旧	16.8~23.4	45.0
				新	20.4~38.3	45.0

1 地先まで

宮崎県告示第 262号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成29年 4 月 6 日から平成29年 4 月20日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成29年 4 月 6 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
24	県道	高鍋高 岡線	東諸県郡国 富町大字三 名字六野37 75番1地先 から同郡同 町同大字同 字3758番1 地先まで	旧	11.2～ 13.4	77.0
				新	11.2～ 14.6	77.0

宮崎県告示第 263号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成29年 4 月 6 日から平成29年 4 月20日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成29年 4 月 6 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
142	県道	上椎葉 湯前線	東臼杵郡椎 葉村大字不 土野字茸木 谷1379番19 地先から同 郡同村同大 字字井手ノ 谷1387番7 地先まで	旧	4.4～ 16.4	190.7
				新	7.2～ 30.9	190.7

宮崎県告示第 264号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成29年 4 月 6 日から平成29年 4 月20日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成29年 4 月 6 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
142	県道	上椎葉 湯前線	東臼杵郡椎 葉村大字不 土野字井手 ノ谷1396番 地先から同 郡同村同大 字同字1469 番44地先ま で	旧	4.2～ 9.4	363.4
				新	6.1～ 15.7	363.4

宮崎県告示第 265号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成29年 4 月 6 日から平成29年 4 月20日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成29年 4 月 6 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
226	県道	土々呂 日向線	延岡市土々 呂町5丁目 1166番地先 から同市同 町5丁目11 58番2地先 まで	旧	7.0～ 12.5	62.0
				新	7.0～ 12.5	62.0

宮崎県告示第 266号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成29年 4 月 6 日から平成29年 4 月20日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成29年 4 月 6 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
313	県道	杉安高 鍋線	児湯郡高鍋 町大字北高 鍋字洗井52 29番地先か ら同郡同町 同大字同字 5181番地先 まで	旧	12.8～ 16.3	200.7
				新	16.0～ 20.7	200.7

宮崎県告示第 267号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成29年 4 月 6 日から平成29年 4 月20日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成29年 4 月 6 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
355	県道	旭村木 脇線	東諸県郡国 富町大字伊 左生字前田 66番地先か ら同郡同町 大字本庄字 上ノ丸 104 81番 1 地先 まで	旧	6.6～ 26.0	168.9
				新	11.6～ 36.0	168.9

宮崎県告示第 268号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成29年 4 月 6 日から平成29年 4 月20日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成29年 4 月 6 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
414	県道	有水高 原線	西諸県郡高 原町大字後 川内字前畑 5020番 1 地 先から同郡 同町同大字 字温水4135 番 1 地先ま で	旧	14.4～ 48.0	169.4
				新	11.3～ 38.5	179.7

宮崎県告示第 269号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成29年 4 月 6 日から平成29年 4 月20日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成29年 4 月 6 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
24	県道	高鍋高 岡線	宮崎市高岡 町飯田字餅 田 862番 4 地先から同 市同町飯田 同字 868番 1 地先まで	平成29年 4 月 6 日

宮崎県告示第 270号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成29年 4 月 6 日から平成29年 4 月20日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成29年 4 月 6 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
24	県道	高鍋高 岡線	東諸県郡国 富町大字三 名字六野37 75番 1 地先 から同郡同 町同大字同 字3758番 1 地先まで	平成29年 4 月 6 日

宮崎県告示第 271号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成29年 4 月 6 日から平成29年 4 月20日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成29年 4 月 6 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
142	県道	上椎葉 湯前線	東臼杵郡椎 葉村大字不 土野字井手 ノ谷1396番 地先から同 郡同村同大 字同字1469 番44地先ま で	平成29年 4 月 6 日

宮崎県告示第 272号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成29年 4 月 6 日から平成29年 4 月20日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成29年 4 月 6 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
355	県道	旭村木 脇線	東諸県郡国 富町大字伊 左生字前田 66番地先か ら同郡同町 大字本庄字 上ノ丸 104 81番 1 地先 まで	平成29年 4 月 6 日

宮崎県告示第 273号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成29年 4 月 6 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害警戒区域 の 溪 流 番 号 又 は 箇 所 番 号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種 類
日之影町	長谷川川(2)	11- 442- 1 - 014	土 石 流
	中尾内川	11- 442- 2 - 042	土 石 流
	中 尾	I - 1 - 1910	急傾斜地の崩壊
	中尾-新①	I - 1 - 1910-新①	急傾斜地の崩壊

中尾-新②	I - 1 - 1910-新②	急傾斜地の崩壊
長 谷 川	I - 1 - 1911	急傾斜地の崩壊
長 谷 川 1	I - 1 - 1912	急傾斜地の崩壊
道 下	II - 1 - 8250	急傾斜地の崩壊
中 尾 内	II - 1 - 8251	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び西臼杵支庁土木課に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 274号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 9 条第 1 項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成29年 4 月 6 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害特別警戒 区域の 溪 流 番 号 又 は 箇 所 番 号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種 類
日之影町	長谷川川(2)	11- 442- 1 - 014	土 石 流
	中 尾	I - 1 - 1910	急傾斜地の崩壊
	中尾-新①	I - 1 - 1910-新①	急傾斜地の崩壊
	中尾-新②	I - 1 - 1910-新②	急傾斜地の崩壊
	長 谷 川	I - 1 - 1911	急傾斜地の崩壊
	長 谷 川 1	I - 1 - 1912	急傾斜地の崩壊
	道 下	II - 1 - 8250	急傾斜地の崩壊
中 尾 内	II - 1 - 8251	急傾斜地の崩壊	

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び西臼杵支庁土木課に備え置いて縦覧に供する。）

物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱の一部を改正する告示をここに公表する。

平成29年 4 月 6 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県告示第 275号

物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱の一部を改正する告示

物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和46年宮崎県告示第93号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(入札参加の資格の取消し)</p> <p>第7条 知事は、有資格者が次の各号のいずれかに該当するときは、第13条に規定する審査会の審査を経て、競争入札参加の資格を取り消すことができる。</p> <p>2 [略]</p> <p>(指名競争入札の参加者の指名等)</p> <p>第8条 契約担当者は、物品の買入れ等の契約に係る指名競争入札を実施しようとするときは、当該入札の目的に応じて、次に掲げる基準に基づき、有資格者の中から入札参加者を指名するものとする。</p> <p>(1) 次条の規定による指名停止を受けていないこと。</p> <p>(2) 経営及び信用の状況について、次に掲げる事項に該当する者で、契約の相手方として不適当であると認められるものでないこと。</p> <p>ア 手形交換所において取引停止処分を受け、又は主要取引先からの取引停止等を受けた事実があること。</p> <p>イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがあること。</p> <p>ウ 民事執行法（昭和54年法律第4号）に基づく仮差押え等金銭債権に対する強制執行又は国税、地方税その他の公課について滞納処分による強制執行の措置を受け支払が不可能になったこと。</p> <p>(3) 知事が別に定める印刷業者の等級格付け及び指名基準により等級区分等を定めた営業種目にあたっては、当該営業種目に応じた等級に格付けされている有資格業者であること。</p> <p>(4) その他不誠実な行為がないこと。</p> <p>(指名停止)</p> <p>第9条 知事は、物品の買入れ等に係る指名競争入札に関して別表左欄に掲げる措置要件に該当する有資格者については、同表右欄に定める期間指名しない（当該有資格者について現に指名を行っている場合において、入札未執行の者に係る当該指名通知の取消しを含む。以下「指名停止」という。）ものとする。</p> <p>2 知事は、前項の規定により指名停止をする者及び当該者について指名停止をする期間（以下「指名停止期間」という。）を決定したときは、遅滞なく指名停止通知書（別記様式第3号）によりその旨を本人に通知するものとする。</p> <p>(一般競争入札参加資格に係る制限)</p> <p>第10条 契約担当者は、前条第2項の規定による指名停止期間の決</p>	<p>(入札参加の資格の取消し)</p> <p>第7条 知事は、有資格者が次の各号のいずれかに該当するときは、第13条に規定する審査会の審査を経て、入札参加の資格を取り消すことができる。</p> <p>2 [略]</p> <p>(入札参加の資格停止)</p> <p>第8条 知事は、入札に関して別表左欄に掲げる措置要件に該当する有資格者について、同表右欄に定める期間の入札参加資格の停止（当該有資格者について現に指名を行っている場合における入札未執行の者に係る当該指名通知の取消しを含む。以下「資格停止」という。）をするものとする。</p> <p>2 知事は、前項の規定により資格停止をする場合において、有資格者である下請負人が当該資格停止について責めを負うべきことが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の資格停止の期間の範囲内で期間を定め、資格停止をするものとする。</p> <p>3 知事は、第1項の規定により有資格者である団体（法人格を有しないものを含む。以下同じ。）について資格停止をするときは、当該団体の有資格者である構成員（明らかに当該資格停止について責めを負わないと認められるものを除く。以下同じ。）について、当該団体の資格停止の期間の範囲内で期間を定め、資格停止をするものとする。</p> <p>4 知事は、第1項の規定により資格停止をした有資格者を構成員に含む団体について、当該有資格者の資格停止の期間の範囲内で期間を定め、資格停止をするものとする。</p> <p>5 知事は、前各項の規定により資格停止をする者及び当該者について資格停止をする期間（以下「資格停止期間」という。）を決定したときは、遅滞なく入札参加資格停止通知書（別記様式第3号）によりその旨を本人に通知するものとする。</p> <p>(入札参加資格に係る制限)</p> <p>第9条 契約担当者は、前条第1項から第4項までの規定による資</p>

定を受けた者を、当該指名停止期間中は一般競争入札に参加させてはならない。

(随意契約の相手方の制限)

第11条 契約担当者は、第9条第2項の規定による指名停止期間の決定を受けた者を、当該指名停止期間中は随意契約の相手方としてはならない。ただし、災害等の緊急を要する場合又は取引の相手方が特定され、かつ、他の者に代え難い場合等特にやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

第12条 [略]

(物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格等審査会)

第13条 次に掲げる事項を審査するため、物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格等審査会(以下「審査会」という。)を置く。

(1)・(2) [略]

(3) 第9条第1項に規定する指名停止者及び指名停止期間の審査(会長が特に指示したものを除く。)

(4) [略]

(審査会の会議)

第16条 [略]

2・3 [略]

4 会長は、議事の決定に際し必要が生じたときは、関係職員の出席を求めることができる。

5 [略]

別表(第9条関係)

1 契約違反等に基づく措置基準

措置要件	期間
(1) 宮崎県が発注した物品の買入れ等の契約に係る競争入札等において、競争入札参加資格審査申請書又は入札前に提出する調査資料に虚偽の記載をしたこと等により、	[略]

格停止期間の決定を受けた者を、当該資格停止期間中は入札に参加させてはならない。

(随意契約の相手方の制限)

第10条 契約担当者は、第8条第1項から第4項までの規定による資格停止期間の決定を受けた者を、当該資格停止期間中は随意契約の相手方としてはならない。ただし、災害等の緊急を要する場合又は取引の相手方が特定され、かつ、他の者に代え難い場合等特にやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

第11条 [略]

(指名競争入札の参加者の指名等)

第12条 契約担当者は、物品の買入れ等の契約に係る指名競争入札を実施しようとするときは、当該入札の目的に応じて、次に掲げる基準に基づき、有資格者の中から入札参加者を指名するものとする。

(1) 第8条第1項から第4項までの規定による資格停止の措置を受けていないこと。

(2) 経営及び信用の状況について、次に掲げる事項に該当しないこと。

ア 手形交換所において取引停止処分を受け、又は主要取引先からの取引停止等を受けた事実があること。

イ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の更生手続開始の申立て(同法第41条第1項の決定があったものを除く。)
又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の再生手続開始の申立て(同法第33条第1項の決定があったものを除く。)があること。

ウ 民事執行法(昭和54年法律第4号)に基づく仮差押え等金銭債権に対する強制執行又は国税、地方税その他の公課について滞納処分による強制執行の措置を受け支払が不可能になったこと。

(3) 前2号に掲げるもののほか、不誠実な行為がないこと。

(4) 知事が別に定める印刷業者の等級格付け及び指名基準により等級区分等を定めた営業種目にあつては、当該営業種目に応じた等級に格付けされている有資格者であること。

(物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格等審査会)

第13条 次に掲げる事項を審査するため、物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格等審査会(以下「審査会」という。)を置く。

(1)・(2) [略]

(3) 第8条各項に規定する資格停止及び資格停止期間の審査(会長が特に指示したものを除く。)

(4) [略]

(審査会の会議)

第16条 [略]

2・3 [略]

4 会長は、議事の決定に際し必要が生じたときは、関係有資格者の書面による報告又は関係職員の出席を求めることができる。

5 [略]

別表(第8条関係)

1 契約違反等に基づく措置基準

措置要件	期間
(1) 入札において、競争入札参加資格審査申請書又は入札前に提出する調査資料に虚偽の記載をしたこと等により、物品の買入れ等の契約の相手方として不適当であると	[略]

<p>物品の買入れ等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>(2) 宮崎県が発注した物品の買入れ等の契約に係る競争入札等において、落札者となったにもかかわらず、正当な理由がなく契約を締結しなかったと認められるとき。</p> <p>(3) 宮崎県が発注した物品の買入れ等の契約の履行に当たり、過失により履行を粗雑にしたと認められるとき(かしが軽微であると認められるときを除く。)</p> <p>(4) 宮崎県が発注した物品の買入れ等の契約の履行に当たり、契約に違反し、<u>物品の買入れ等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</u></p> <p>(5) 宮崎県が発注した物品の買入れ等の契約において、落札者が締結を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたと認められるとき。</p>		<p>認められるとき。</p> <p>(2) 入札において、落札者となったにもかかわらず、正当な理由がなく契約を締結しなかったと認められるとき。</p> <p>(3) 県が発注した物品の買入れ等の契約の履行に当たり、過失により履行を粗雑にしたと認められるとき(かしが軽微であると認められるときを除く。)</p> <p>(4) 県が発注した物品の買入れ等の契約の履行に当たり、契約に違反し、<u>契約の相手方として不適当であると認められるとき。</u></p> <p>(5) 県が発注した物品の買入れ等の契約において、落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたと認められるとき。</p> <p>(6) 県が発注した物品の買入れ等の契約の履行に当たり、<u>安全管理の措置が不適切であったため、第三者(この表(7)の項の契約関係者を除く。)の生命、身体又は財産に危害を与えたと認められるとき。</u></p> <p>(7) 県が発注した物品の買入れ等の契約の履行に当たり、<u>安全管理の措置が不適切であったため、契約関係者の生命又は身体に危害を与えたと認められるとき。</u></p>	<p></p> <p></p> <p></p> <p></p> <p>当該認定をした日から1か月以上6か月以内</p> <p>当該認定をした日から2週間以上4か月以内</p>												
<p>2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準</p>		<p>2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準</p>													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>措置要件</th> <th>期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="199 1209 622 1668"> <p>(1) 次のア又はイに掲げる者が宮崎県の職員又は県内の国の機関、地方公共団体、公社、<u>公団</u>若しくは独立行政法人の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 有資格者である法人の役員又は有資格者の支店若しくは営業所(常時物品の買入れ等の契約を締結する事務所をいう。)を代表する者で個人及び代表役員等以外のもの(以下「一般役員等」という。)<u>並びに</u>有資格者の使用人で一般役員等以外の者(以下「使用人」という。)</p> </td> <td data-bbox="678 1209 774 1243">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="199 1668 622 1881"> <p>(2) 次のア又はイに掲げる者が県外の国の機関、地方公共団体、公社、<u>公団</u>又は独立行政法人の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア・イ [略]</p> </td> <td data-bbox="678 1881 774 1915">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	措置要件	期間	<p>(1) 次のア又はイに掲げる者が宮崎県の職員又は県内の国の機関、地方公共団体、公社、<u>公団</u>若しくは独立行政法人の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 有資格者である法人の役員又は有資格者の支店若しくは営業所(常時物品の買入れ等の契約を締結する事務所をいう。)を代表する者で個人及び代表役員等以外のもの(以下「一般役員等」という。)<u>並びに</u>有資格者の使用人で一般役員等以外の者(以下「使用人」という。)</p>	[略]	<p>(2) 次のア又はイに掲げる者が県外の国の機関、地方公共団体、公社、<u>公団</u>又は独立行政法人の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア・イ [略]</p>	[略]		<table border="1"> <thead> <tr> <th>措置要件</th> <th>期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="865 1209 1287 1668"> <p>(1) 次のア又はイに掲げる者が宮崎県の職員又は県内の国の機関、地方公共団体、公社若しくは独立行政法人の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 有資格者の役員若しくは有資格者の支店若しくは営業所(常時物品の買入れ等の契約を締結する事務所をいう。)を代表する者で個人及び代表役員等以外のもの(以下「一般役員等」という。)<u>又は</u>有資格者の使用人で一般役員等以外のもの(以下「使用人」という。)</p> </td> <td data-bbox="1343 1209 1439 1243">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="865 1668 1287 1881"> <p>(2) 次のア又はイに掲げる者が県外の国の機関、地方公共団体、公社又は独立行政法人の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア・イ [略]</p> </td> <td data-bbox="1343 1881 1439 1915">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	措置要件	期間	<p>(1) 次のア又はイに掲げる者が宮崎県の職員又は県内の国の機関、地方公共団体、公社若しくは独立行政法人の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 有資格者の役員若しくは有資格者の支店若しくは営業所(常時物品の買入れ等の契約を締結する事務所をいう。)を代表する者で個人及び代表役員等以外のもの(以下「一般役員等」という。)<u>又は</u>有資格者の使用人で一般役員等以外のもの(以下「使用人」という。)</p>	[略]	<p>(2) 次のア又はイに掲げる者が県外の国の機関、地方公共団体、公社又は独立行政法人の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア・イ [略]</p>	[略]	
措置要件	期間														
<p>(1) 次のア又はイに掲げる者が宮崎県の職員又は県内の国の機関、地方公共団体、公社、<u>公団</u>若しくは独立行政法人の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 有資格者である法人の役員又は有資格者の支店若しくは営業所(常時物品の買入れ等の契約を締結する事務所をいう。)を代表する者で個人及び代表役員等以外のもの(以下「一般役員等」という。)<u>並びに</u>有資格者の使用人で一般役員等以外の者(以下「使用人」という。)</p>	[略]														
<p>(2) 次のア又はイに掲げる者が県外の国の機関、地方公共団体、公社、<u>公団</u>又は独立行政法人の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア・イ [略]</p>	[略]														
措置要件	期間														
<p>(1) 次のア又はイに掲げる者が宮崎県の職員又は県内の国の機関、地方公共団体、公社若しくは独立行政法人の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 有資格者の役員若しくは有資格者の支店若しくは営業所(常時物品の買入れ等の契約を締結する事務所をいう。)を代表する者で個人及び代表役員等以外のもの(以下「一般役員等」という。)<u>又は</u>有資格者の使用人で一般役員等以外のもの(以下「使用人」という。)</p>	[略]														
<p>(2) 次のア又はイに掲げる者が県外の国の機関、地方公共団体、公社又は独立行政法人の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア・イ [略]</p>	[略]														
<table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="199 1915 622 2089"> <p>(6) 県内における物品の買入れ等に関し、次のア又はイに掲げる者が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア・イ [略]</p> </td> <td data-bbox="678 1915 774 1948">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	<p>(6) 県内における物品の買入れ等に関し、次のア又はイに掲げる者が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア・イ [略]</p>	[略]		<table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="865 1915 1287 2089"> <p>(6) 県外における物品の買入れ等に関し、次のア又はイに掲げる者が<u>公契約関係競売等妨害</u>又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア・イ [略]</p> </td> <td data-bbox="1343 1915 1439 1948">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	<p>(6) 県外における物品の買入れ等に関し、次のア又はイに掲げる者が<u>公契約関係競売等妨害</u>又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア・イ [略]</p>	[略]									
<p>(6) 県内における物品の買入れ等に関し、次のア又はイに掲げる者が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア・イ [略]</p>	[略]														
<p>(6) 県外における物品の買入れ等に関し、次のア又はイに掲げる者が<u>公契約関係競売等妨害</u>又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア・イ [略]</p>	[略]														

<p>(6) 県外における物品の買入れ等に関し、次のア又はイに掲げる者が<u>競売入札妨害</u>又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 個人及び役員等 イ [略]</p> <p>(7) 個人及び代表役員等、一般役員等若しくは使用人又は有資格者の経営に事実上参加している者が、次のいずれかに該当するとき。 ア～エ [略]</p> <p>(8) 1の表(1)の項から(5)の項まで及びこの表(1)の項から(7)の項までに掲げる措置要件に該当する場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、物品の<u>買入れ</u>等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>(9) 1の表(1)の項から(5)の項まで及びこの表(1)の項から(8)の項までに掲げる措置要件に該当する場合のほか、個人及び代表役員等が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は罰金刑以上の刑を宣告され、物品の買入れ等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>		<p>(6) 県外における物品の買入れ等に関し、次のア又はイに掲げる者が<u>公契約関係競売等妨害</u>又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 個人及び代表役員等 イ [略]</p> <p>(7) 個人及び代表役員等、一般役員等、<u>使用人</u>又は有資格者の経営に事実上参加している者が、次のいずれかに該当するとき。 ア～エ [略]</p> <p>(8) 1の表(1)の項から(7)の項まで及びこの表(1)の項から(7)の項までに掲げる措置要件に該当する場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、物品の<u>買入れ</u>等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>(9) 1の表(1)の項から(7)の項まで及びこの表(1)の項から(8)の項までに掲げる措置要件に該当する場合のほか、個人及び代表役員等が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は罰金刑以上の刑を宣告され、物品の買入れ等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	
<p>備考</p> <p>1 有資格者が一の事案により措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに定める期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ<u>指名停止期間</u>の短期及び長期とする。</p> <p>2 有資格者が次の各号のいずれかに該当することになった場合における<u>指名停止期間</u>の短期は、当該措置要件ごとに定める短期の2倍(当初の<u>指名停止期間</u>が1か月に満たないときは1.5倍)の期間とする。</p> <p>(1) 1の表各項又は2の表各項の措置要件に係る<u>指名停止</u>の期間中又は当該期間の満了後1年を経過するまでの間に、それぞれ1の表各項又は2の表各項の措置要件に該当することとなったとき。</p> <p>(2) 2の表(1)の項若しくは(2)の項又は(3)の項から(6)の項までの措置要件に係る<u>指名停止期間</u>の満了後3年を経過するまでの間に、それぞれ同表(1)の項若しくは(2)の項又は(3)の項から(6)の項までの措置要件に該当することとなったとき(前号に掲げる場合を除く。)</p> <p>3 有資格者について情状酌量すべき特別の事由があるため、措置要件ごとに定める期間(前2項の規定による<u>指名停止</u>の期間を含む。)の短期未満の期間を定める必要があるときは、<u>指名停止期間</u>を当該短期の2分の1まで短縮することができる。</p> <p>4 有資格者について極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、措置要件ごとに定める期間の長期を超える<u>指名停止期間</u>を定める必要があるときは、<u>指名停止期間</u>を当該長期の2倍の期間まで延長することができる。</p> <p>5 <u>指名停止</u>中の有資格者について情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、措置要件ごとに定める期間(前各項の規定による<u>指名停止期間</u>を含む。)の範囲内で、<u>指名停止期間</u>を変更することができる。</p>		<p>備考</p> <p>1 有資格者が一の事案により措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに定める期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ<u>資格停止期間</u>の短期及び長期とする。</p> <p>2 有資格者が次の各号のいずれかに該当することになった場合における<u>資格停止期間</u>の短期は、当該措置要件ごとに定める短期の2倍(当初の<u>資格停止期間</u>が1か月に満たないときは1.5倍)の期間とする。</p> <p>(1) 1の表各項又は2の表各項の措置要件に係る<u>資格停止</u>の期間中又は当該期間の満了後1年を経過するまでの間に、それぞれ1の表各項又は2の表各項の措置要件に該当することとなったとき。</p> <p>(2) 2の表(1)の項若しくは(2)の項又は(3)の項から(6)の項までの措置要件に係る<u>資格停止期間</u>の満了後3年を経過するまでの間に、それぞれ同表(1)の項若しくは(2)の項又は(3)の項から(6)の項までの措置要件に該当することとなったとき(前号に掲げる場合を除く。)</p> <p>3 有資格者について情状酌量すべき特別の事由があるため、措置要件ごとに定める期間(前2項の規定による<u>資格停止</u>の期間を含む。)の短期未満の期間を定める必要があるときは、<u>資格停止期間</u>を当該短期の2分の1まで短縮することができる。</p> <p>4 有資格者について極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、措置要件ごとに定める期間の長期を超える<u>資格停止期間</u>を定める必要があるときは、<u>資格停止期間</u>を当該長期の2倍の期間まで延長することができる。</p> <p>5 <u>資格停止</u>中の有資格者について情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、措置要件ごとに定める期間(前各項の規定による<u>資格停止期間</u>を含む。)の範囲内で、<u>資格停止期間</u>を変更することができる。</p>	

- 6 指名停止の期間中の有資格者が当該事案について責めを負わないことが明らかになったと認めるときは、有資格者について指名停止を解除するものとする。
- 7 指名停止を行う場合において、有資格者が別表2の表(3)の項又は(4)の項の措置要件に該当した場合において課徴金減免制度が適用され、その事実が公表された場合の指名停止の期間は、当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の2分の1の期間とする。この場合において、指名停止期間が別表2の表(3)の項又は(4)の項に規定する期間の短期を下回る場合においては、3の規定を適用するものとする。

- 6 資格停止の期間中の有資格者が当該事案について責めを負わないことが明らかになったと認めるときは、有資格者について資格停止を解除するものとする。
- 7 資格停止を行う場合において、有資格者が2の表(3)の項又は(4)の項の措置要件に該当した場合において課徴金減免制度が適用され、その事実が公表された場合の資格停止の期間は、当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の2分の1の期間とする。この場合において、資格停止期間が2の表(3)の項又は(4)の項に規定する期間の短期を下回る場合においては、3の規定を適用するものとする。

別記様式第1号から別記様式第3号までを次のように改める。

別記
様式第1号(第3条関係)

競争入札参加資格審査申請書

宮 崎 県 知 事 殿

私（申請者）は、宮崎県が発注する物品の買入れ等に係る契約の入札に参加したいので、指定の書類を添えて、競争入札参加資格の審査を申請します。

なお、この競争入札参加資格審査申請書及び添付書類の全ての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

申請者		記入日	年 月 日	
住所又は所在地	□□□□ - □□□□			
(カナ)商号又は名称			実 印	
氏 名 <small>(法人にあつては代表者職氏名)</small>				
電話番号	市外局番 局 番 番 号 ()	FAX番号		市外局番 局 番 番 号 ()
メールアドレス	<small>(この欄は任意記入)</small>			
債権者番号	2 □ □ □ □ □ □ □ □	<small>※債権者番号の欄は継続申請の方のみ記入</small>		

申請する営業種目

	(1) 物品に関する業種			(2) 役務の提供に関する業務	
	主な営業種目	その他の種目		主な営業種目	その他の種目
種目記号	-	-	-	-	-
種目名					
主な取扱品目					
代理店等の名称					

業務内容を具体的に記入してください。
(ただし、1業務12文字以内)

委任先(支店・営業所等)の有無	有 無
-----------------	-----

「有」の場合は、「別紙1 業務の委任先一覧表」及び競争入札参加資格審査等事務処理要領で定める「委任状」を提出してください。

請求書等の使用印の有無	有 無
-------------	-----

「有」の場合は、競争入札参加資格審査等事務処理要領で定める「使用印届」を提出してください。

申請書記入責任者 (内容等照会先)	所属名				物品管理調達課記入欄 一次審査者
	職・氏名				
	電話	()	FAX	()	
	メールアドレス	<small>(この欄は任意記入)</small>			

別 紙 1

商号又は名称		代表者職氏名	
--------	--	--------	--

業 務 の 委 任 先 一 覧 表

業務の委任先

住所又は所在地	□□□□ - □□□□		
(カナ)商号又は名称	-----		
代表者職・氏名			
電話番号	市外局番 局 番 番 号 ()	FAX番号	市外局番 局 番 番 号 ()
メールアドレス	(この欄は任意記入)		
債権者番号	2	□□□□□□□□	

※債権者番号の欄は、継続申請の場合に記入すること。

住所又は所在地	□□□□ - □□□□		
(カナ)商号又は名称	-----		
代表者職・氏名			
電話番号	市外局番 局 番 番 号 ()	FAX番号	市外局番 局 番 番 号 ()
メールアドレス	(この欄は任意記入)		
債権者番号	2	□□□□□□□□	

※債権者番号の欄は、継続申請の場合に記入すること。

住所又は所在地	□□□□ - □□□□		
(カナ)商号又は名称	-----		
代表者職・氏名			
電話番号	市外局番 局 番 番 号 ()	FAX番号	市外局番 局 番 番 号 ()
メールアドレス	(この欄は任意記入)		
債権者番号	2	□□□□□□□□	

※債権者番号の欄は、継続申請の場合に記入すること。

住所又は所在地	□□□□ - □□□□		
(カナ)商号又は名称	-----		
代表者職・氏名			
電話番号	市外局番 局 番 番 号 ()	FAX番号	市外局番 局 番 番 号 ()
メールアドレス	(この欄は任意記入)		
債権者番号	2	□□□□□□□□	

※債権者番号の欄は、継続申請の場合に記入すること。

別 紙 2

商号又は名称		代表者職氏名	
--------	--	--------	--

営業概要及び申請する営業種目の許可、認可等について

1 営業概要

(1) 営業等の状況

年間売上総額	円
--------	---

登記簿上の営業年数	年
-----------	---

	常勤(正社員)	その他(臨時・パート)	合計
従業員数	人	人	人
(上記のうち雇用している障がい者数)	人	人	人

(2) 資本の状況(法人のみ記入)

負債・純資産合計	円
(うち純資産合計)	円
(うち資本金)	円

流動資産	円
流動負債	円

2 申請する営業種目の許可、認可等

許可、認可等の名称	取得者氏名	取得番号等	取得年月日

別 紙 4

特別徴収実施確認・開始誓約書

年 月 日

住所
商号又は名称
代表者職氏名

実印

チェック欄 (該当する項目にチェックを入れてください。)

- 当事業所は、現在 市 (町・村) の特別徴収義務者の指定を受け、従業員等の個人住民税について、特別徴収を実施し納付しています。

→ 直近の領収証書の写しを貼付してください。

直近の領収証書の写しを貼付してください。
 (注 複数の市町村に納税している場合、貼付する領収証書は、
 最も納税者の多い市町村の領収証書のみで可)

< 県外事務所で宮崎県内に事業所がなく居住する従業員もいない場合 >

- 当事務所は、宮崎県内に事業所 (支店又は営業所を含む。) がなく、かつ、宮崎県内に居住する従業員がいません。

< 添付する領収証書の写しがない場合 >

- 当事務所は、現在 市 (町・村) の特別徴収義務者の指定 (特別徴収義務者番号) を受け、従業員等の個人住民税について、特別徴収を実施しています。
→ 確認印を受けてください。

市 (町・村) 確認印

< 特別徴収義務がない場合 >

- 当事業所は、特別徴収義務のない事業所です。
→ 確認印を受けてください。

< 開始誓約 >

- 当事業所は、平成 年 月から、従業員等の個人住民税について、特別徴収を開始することを誓約します。
つきましては、特別徴収税額の決定通知書を当社 (者) 宛てに送付してください。
→ 確認印を受けてください。

様式第 2 号 (第 6 条関係)

資格審査申請書記載事項変更届

年 月 日

宮崎県知事 殿

住所又は所在地.....

商号又は名称.....

氏 名
(法人にあつては
代表者職氏名).....

債権者番号.....

実印

競争入札参加資格審査申請書及び添付書類の記載事項について、下記のとおり変更があったので、関係書類を添えて届け出ます。

記

変 更 前		変 更 後	
変 更 事 項			
該当に ○ 印	変 更 事 項	添 付 書 類	変更年月日
	商号又は名称	登記簿謄本	
	代表者・代表者職名	登記簿謄本、役員の一覧表 (競争入札参加資格審査申請書 別紙 3)	
	役員 (取締役等)	登記簿謄本、役員の一覧表 (競争入札参加資格審査申請書 別紙 3)	
	所在地	登記簿謄本	
	登録印鑑 (実印)	印鑑証明書	
	種目の追加	許可等の証明書類 (該当がある場合)	
	資本金	登記簿謄本	
	許可、認可等	許可等の証明書類	
	使用印	使用印届	
	受任者商号又は名称	委任状	
	受任者・受任者職名	委任状、役員の一覧表 (競争入札参加資格審査申請書 別紙 3)	
	受任者追加	委任状、役員の一覧表 (競争入札参加資格審査申請書 別紙 3) 口座振替支払申出書	
	受任者印・所在地	委任状	
	振替口座	口座振替支払申出書	
	電話番号、FAX番号	—	

様式第 3 号 (第 8 条関係)

入 札 参 加 資 格 停 止 通 知 書

文 書 番 号
年 月 日

様

宮崎県知事

このたび、あなたが行った行為により、下記のとおり宮崎県が発注する物品の買入れ等の競争入札に係る参加資格を停止することに決定しましたので通知します。

なお、現に指名を受けている場合は、これを取り消しますので申し添えます。

記

入札参加資格 停止の理由	
入札参加資格 停止の期間	年 月 日から 年 月 日まで

(文書取扱 物品管理調達課)

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の別記様式第1号及び別記様式第2号の規定に定める様式による用紙は、平成29年を登載基準年とする競争入札参加資格審査に係る申請から使用するものとし、平成26年を登載基準年とする競争入札参加資格審査に係る申請については、この告示による改正前の別記様式第1号及び別記様式第2号に定める様式による用紙を使用するものとする。

宮崎県告示第 276号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 158条第 1 項の規定により、歳入の徴収の事務を次のとおり委託した。

平成29年 4 月 6 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

委託した徴収事務	委 託 先	委 託 期 間
宮崎港マリーナ施設の艇庫及びディンギーヤードに係る使用料（専用使用する場合の使用料を除く。）	一般財団法人みやざき公園協会	平成29年 4 月 1 日から 平成34年 3 月31日まで

--	--